

令和5年11月27日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、新日本警備保障株式会社（所在地 長野県長野市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

契約課 課長 佐野 幸雄 （内線：2511）

契約課 課長補佐 西原 弘之 （内線：2517）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
新日本警備保障株式会社	長野県長野市上千歳町1121番地1

2. 指名停止措置期間

令和5年11月27日から令和5年12月26日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の元代表取締役は、代表取締役だった令和5年6月17日、賭博をしたとして長野県警に現行犯逮捕され、その後、長野簡易裁判所から略式命令を受け、罰金刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の元代表取締役が賭博により罰金刑を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第16号>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内